

警備業法第51条の規定による医師の指定に関する事務手続について

平成16年12月17日

生安第4798号

警察本部長

警備業法第51条の規定による医師の指定に関する事務手続について（通達）

一部改正〔平成18年第161号〕

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定による医師の指定に関し、その事務手続を次のように定め、平成16年12月20日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

一部改正〔平成18年第161号〕

記

1 趣旨

この通達は、警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第7号）第3条の規定に基づき、医師の指定に係る事務手続を定めるものとする。

一部改正〔平成18年第161号〕

2 指定の同意

生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、埼玉県公安委員会が医師を指定するに当たり、あらかじめ承諾書（様式第1号）により指定を受ける医師の同意を得るものとする。

一部改正〔平成17年第657号、27年第774号〕

3 必要事項の説明

保安課長は、前記2の同意を得るに際しては、指定を受ける医師に対し警備業務の具体的な内容、認知、判断又は意思疎通の能力の欠如した者が警備業務に従事することによって生じる支障等について説明するものとする。

一部改正〔平成17年第657号、27年第774号〕

4 指定書の交付

保安課長は、埼玉県公安委員会が医師を指定したときは、指定書（様式第2号）を交付するものとする。

一部改正〔平成17年第657号、27年第774号〕

実施日

この通達は、平成16年12月20日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成18年1月18日生企第161号）

この通達は、平成18年1月18日から実施する。

実施日（平成21年11月27日生企第8585号）

この通達は、平成21年12月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

【 様式省略 】